

平成 25 年第 2 回臨時会

(第 1 日)

平成 25 年 4 月 25 日

平成 25 年第 2 回平川市議会臨時会議事日程（第 1 号） 平成 25 年 4 月 25 日（木）
午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 提出議案の総括説明
- 第 5 議案第 67 号 弘前地区消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区消防事務組合同約の一部変更について
議案第 68 号 財産の取得について
- 第 6 報告第 3 号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
・専決第 5 号 平川市税条例の一部を改正する条例
・専決第 6 号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
報告第 4 号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
・専決第 7 号 平成 24 年度平川市一般会計補正予算（第 10 号）
報告第 5 号 専決処分した事項の報告について
・専決第 4 号 損害賠償額の決定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	石田隆芳	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	鳴海伸仁	9	對馬實	16	成田敏昭
3	今俊一	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	大澤敏彦	11	小笠原勝則	18	福士恵美子
5	山田尚人	12	齋藤剛	19	古川敏夫
6	欠	13	齋藤律子	20	小田桐信勝
7	佐々木利正	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（1名）

6番 小野長道 議員

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	大川喜代治	教育委員会事務局長	芳賀秀寿
副市長	佐藤一行	会計管理者	菊池孝夫
総務部長	古川鉄美	農業委員会事務局長	中畑千春
企画財政部長	木村雅彦	選挙管理委員会事務局長	白戸照夫
市民生活部長	佐藤俊英	平川診療所事務長	内山勝徳
経済部長	奈良進	碓ヶ関診療所事務長	狩野真
建設部長	鳴海和正	監査委員事務局長	相馬正治
水道部長	櫻庭正紀	消防長	駒井祐正
尾上総合支所長	樋口正博	教育長	佐藤満廣
碓ヶ関総合支所長	花岡敏則	—	—

○出席事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	原田淳	主査	古川聡子
主幹兼議事係長	浅原勉	—	—

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。

6番、小野長道議員より本臨時会を欠席する旨の届出がありました。ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回平川市議会臨時会を開会いたします。

報道関係者が議場内において、撮影することを許可しておりますので御了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、大澤敏彦議員及び5番、山田尚人議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

先ほど議会運営委員会を開催し、会期について協議しましたところ、会期は本日1日間と決定になってございます。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を議題とします。

市長より、議案第67号、議案第68号、報告第3号から第5号の合計5件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長、各関係部長等の出席を求めました。

日程第4、提出議案の総括説明に入ります。

本臨時会に提出されました議案第67号、議案第68号、報告第3号から第5号を一括議題とし、理事者より提案理由の総括説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長
(大川喜代治)

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成25年第2回平川市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しいなか、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

また、日頃皆様方には市政の運営にあたり、多大なる御指導、御協力

をいただいておりますことに、改めて感謝と敬意を表する次第であります。

2年続きの豪雪の冬が過ぎ去り、ようやく迎えた春でありますけれども、低温が続きまして農作物への影響が心配されているところであります。農家の方へ注意を呼びかけるなど、対策を講じてまいりたいと考えております。

さて、本日、議会臨時会を開催することになりましたのは、弘前地区消防事務組合の組織に係る案件につきまして、協議が整っていないとされた部分について合併事務局との協議が整い、平成25年7月1日の合併を実現するため、皆様方に御審議をいただく必要が生じたものであります。

提出議案につきましては、弘前地区消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び弘前地区消防事務組合規約の一部変更について、財産の取得についての2件と、専決処分事項の報告が3件でございます。

後ほど、副市長並びに担当部長より、提出議案について御説明を申し上げますので、議員の皆様方の満場の御賛同を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

(市長降壇)

○議長

日程第5、議案の審議に入ります。

議案第67号、議案第68号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第67号、議案第68号の2件は、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

議案第67号弘前地区消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区消防事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長
(佐藤一行)

議案第67号弘前地区消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区消防事務組合規約の一部変更について、その提案理由を御説明いたします。

市町村の消防の広域化を図るため、弘前地区消防事務組合を組織する地方公共団体の数を増加させるとともに、規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を必要とするため提案するものであります。

詳細につきましては、御質問等により御説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

大変申しわけないんですが、いま壇上で市長が述べましたことについてお尋ねをします。

私の聞き違いかと思って、お尋ねをします。

協議が整っていない部分について読み上げましたので、その次。どこと協議が整ったというふうにおっしゃったのか、私ちょっと聞き違えたのかもしれないので、お尋ねいたします。まず、そこからお願いします。

○議長
○消防長
(駒井祐正)

消防長。

市長に代わりましてお答えいたします。

協議が整ったと。どこと整ったのかという御質問ですよ。

というのは3月26日、第12回合併協議会の中で、その中に合併事務局も入ってございます。構成市町村8首長さん、それから4消防本部の消防長、その中におかれまして協議会の中におきまして、いろいろ我々と認識、見解があった協議が整っていない部分について調整が整った。協議が整ったということでございます。

その整った内容も答えればいいですか。

というのは、本来なら4月1日広域化スタートでございます。それまでに給料調整することになっていたんですが、整ってないということで、しからばどういう調整方法があるかということで、いろいろ議論した結果、来年の4月1日に弘前の消防の例に給料と階級の基本とした例によって統一するというので、4月1日以降、来年の3月31日の間にもう一度話し合い、もう一度協議をするということで調整が整ったという次第でございます。

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

詳しくお話していただきましたが、私は市長が読んだ原稿でちょっと確認したいと思ったんです。それは市長は合併事務局と協議が整ったとおっしゃったんですか。そこをちょっと聞いたかったんですが、まあいいです。

消防長のことは前にもお尋ね聞いたとおりでありますので、別に無駄ではないのでわかりましたが。説明会のときも聞きましたが、この問題は3月議会で給与に関する調整等の問題について、まだ協議ができてないということで、提案になったけれども常任委員会での決定で議会が否決をしたわけです。それでいまいろいろ説明会のときも、影響を受ける階級とか等級とかいろいろあるということで、平川市ではこの影響を受ける階級や等級、人員とか、それから額に対してなども大体試算をするものですか。おおよそでもよろしいです。お願いします。

○議長
○消防長
(駒井祐正)

消防長。

試算に対する額とかのいろいろ御質問でございますけども、いろいろこれから協議が始まるわけでございますので、ただ一番調整してる部分が一番及ぼすところがですね、給料表でいきますと2級、3級でござい

ます。弘前市は2級職、1等級というシステムで給料表運用してございますので、当市がこの分で2と3、階級でいいますと士長でございます。士長のクラス、これが調整の対象になる一番影響される部分だと。まだその額とかはですね、まだどういう調整になるかまだわかりませんので、額等につきましてはまだ決まっていないと、そういう状況でございます。これからでございます。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

いま消防長のほうからもありましたが、この議案はやはり前回から大きな進展がないというふうに出て取っているわけです。一応これからの協議ですけれども、何らかの方向性をもって進めばいいということ、私説明会のときもおっしゃいましたので、前は大変否決をいたしました、今回はやっぱり整合性をはかる意味からも、私はこの議案を棄権したいと思っておりますので、退場したいと思います。

○議長

17番、佐藤 雄議員。

○17番

(佐藤 雄議員)

先ほど市長からの壇上からの提案の中で、弘前地区消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加と提案書には書かれておりますが、増加及び増減と言われました。下のほうの提案理由の中にも、増加は書かれておるけれども増減はありませんでした。

私、今回のこの消防の問題では、いわゆる給料に関することが素因となっているとみております。合併前に平賀・尾上の消防事務組合の議員をしておった当時でございますけれども、その決算書の中に出勤手当というものがありました。「その出勤手当はこれ何だば。」と、こうお尋ねしたところ「字のとおり出勤ですよ。」と。消防であって出勤して仕事するのは当たり前でねべがと思って、「それおがしぐねが。」という質問をしたわけですが、それでも、「いや、そうでない。」と。消防署の職員は一般行政職からまわってきて消防署に来ているので、消防、その作業出れば手当が出るということで、そのときは納得しておきましたけれども、そういうことがいま現在の各種手当の中に含まれているのか、あるいはどういう形で処理されているのか、まず一つお尋ねします。

○議長

消防長。

○消防長

(駒井祐正)

佐藤議員にお聞きしますけれども、いま平川市の消防の現状の出勤のことですか、それとも広域化になったときの出勤手当のことでしょうか。

○議長

17番、佐藤 雄議員。

○17番

(佐藤 雄議員)

私先ほど、平賀町と尾上町の消防事務組合のとき、私その議員もしておりましたので、そのときの決算書にそういうふうにして、私いま話したように出てきましたので、それが果たしていまも現在通用するのかどうか。なくなったのか、あるいはあれば手当の中のどこの部分に含まれているのかをお尋ねしているわけです。

○議長

消防長。

○消防長

当時の尾上、平賀地区の状況、私はちょっと把握してございませぬけ

(駒井祐正)

ども、現在で申し上げますとですね、その出動手当という部分に該当する部分がまだあります。というのは、特殊勤務手当ということでありますので要するに救急業務ですね。救急業務の場合もこれ発生してございます。それから救急救命士という資格を持っている方、出動しますとその分にまた出ます。それから夜間業務ということで通信の業務についての場合、これもまた手当として出てます。大体こういうのがいま、いわゆる当時から恐らく変わっていないんじゃないかと思えますけども、こういう形で手当というもの出てございます。

○議長

17番、佐藤 雄議員。

○17番

17番。

(佐藤 雄議員)

そうすると各手当にまたがって、いろいろな形で出ているということがわかりました。いま一つですね、各手当の中で手当総額が給料に対する、平川市が高いと言われているので私はお尋ねしているんですよ。消防の関係で給料対手当の割合53.8%です。一般職の場合は46.39%です。消防署の手当全体が、一般職の人たちよりも非常にそういう関係で、仕事が多くなっているのかどうなのか。

○議長

消防長。

○消防長

(駒井祐正)

いま一般職と消防職との対比でもって御質問でございますけども、やはり消防職は時間外、いわゆる勤務外でも非番招集、災害に備えて人数が不足した場合、非番招集もかけます。それからまた、山岳遭難出ればこれもまた当日勤務のメンバーじゃなくて、別に勤務外の人を招集して捜索とか出ますので、それらの手当が出ていきますので、一般職と消防職を対比した場合、やや一般職の手当よりも消防職のほうが上回っているのではないかと、ということになるかとそう思います。

○議長

17番、佐藤 雄議員。

○17番

手当の中に勤勉手当というのが一般職も消防職もございます。

(佐藤 雄議員)

この消防署の勤勉手当、実に大きいわけですよ。2,900万余ございます。これどうでしょうかね。皆さん勤勉手当に該当しない職員いるんでしょうか。一般職も含めてです。これ総務部長でもよろしゅうございますけど。勤勉手当、消防署が特別高いとかあるいは一般職のほうと同じかどうか。あるいはまた、勤勉手当なしの職員いるのかどうなのか。

○議長

総務部長。

○総務部長

(古川鉄美)

勤勉手当の御質問ですが、勤勉手当については一般職も消防職も同じでございます。ただ、例えば懲戒処分になったとか、それから育児休業で休みを多くとったとか、そういう人については手当の削減もしているということでございます。

(「ある人も、ね人もいるのが、全員が」と呼ぶ者あり)

○議長

総務部長。

○総務部長

(古川鉄美)

全員あります。先ほど言ったとおり、懲戒処分とか長く休暇取った人は削減の対象になりますけども、それ以外の方は全部あります。

- 議長 17番、佐藤 雄議員。
（「議長、4回目」と呼ぶ者あり）
- 議長 4回目ですので。
他に質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 以上で質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論終わります。
議案第67号弘前地区消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区消防事務組合同規約の一部変更について採決します。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。
議案第68号財産の取得についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副市長。
- 副市長 議案第68号財産の取得について、その提案理由を御説明いたします。
（佐藤一行） 本契約は、市有バス1台を取得するため、弘前市のいすゞ自動車東北株式会社青森支社弘前支店、支店長佐々木公博と1,984万5,000円で契約を締結するものであります。
地方自治法及び平川市条例の定めるところにより、契約の締結について議決を得るために提案するものであります。
なお、詳細につきましては、御質問等により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。
- 議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 12番 12番、齋藤 剛議員。
（齋藤 剛議員） まず簡単にお尋ねいたしますけども、なぜゆえに3回の入札が必要だったのか。それとも最高金額が決まっているのか、最低金額が決まっているのか。そしてとどがねはんで3回やったのかな。同じ、同じじゃないけども、同じ人だけの争いになってましたけども、その点まず1点お尋ねいたします。
それと納入時期はいつなのか。2点目。
そして3点目には、どのような例えばデザインとか色とか、バスのカラーについてお尋ねいたします。私、例えば平川市にもゆるキャラがございます。ほとんど人気あるなしにはかかわらず、ただつくっただけでだばまねんだけども、一生懸命宣伝するかと思っておりますけども。平川市をアピールするなら、そのゆるキャラをバスに図面化するとか、平川市っ

て書けばみっぱ悪いとか、みっぱいいとかじゃなくて、書くよりもゆるキャラで売り出していったほうがいいのかなんて思ったりしていますけども、その辺のバスのカラーについてと3点、お答えできれば幸いです。

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

議案の中にもありますとおり3回入札したわけですが、いわゆる予定価格に達していないということで、3回目に価格に達したということで決定されております。

それから納入期限が8月中旬ですので。納車ということになっております。

それからカラーについては、これからまたいろいろ検討されることになると思うんですが、ゆるキャラについてこれからできるものか、いろいろまた検討しながら。いまのところはそういう計画はありませんけれども、皆さんの意見も聞きながら検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長
○12番
(齋藤 剛議員)

12番、齋藤 剛議員。

当初7月28日に車検とって、いまの4号車でございますけども、そして乗った時点で、車を6月議会で注文して、10月ごろ来るかなというような計画されていたみたいですけども、8月11日に納車の予定だという……、中旬な。それでもいいんですけども、早かったなど。8月中旬ですよ。それでよかったなと思いますけども、例えば法定価格というのが室内のサービスとか、それとも車の品質とかそういうの関係あって、法定価格ってあるんでしょうか……、予定価格ね。例えばソファが全部ビニールだとか、布だとかによって違うんでしょうか。その辺お尋ねします。

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

今回中型の35人乗りで仕様書になったわけですが、それぞれそのバスにもランクがありまして、そういうことでそのランクに基づいて予定価格が決まっているということでございます。

○議長
○12番
(齋藤 剛議員)

12番、齋藤 剛議員。

先ほども進言しましたけども、もしできるならばゆるキャラを一つでも二つでもいいはんで描いて、そのバスが来ることによって「あ、平川市だ。」というような、そういうインパクトを与えるのが私個人の願いでございますけども。ただ平川市云々って書くよりも、ゆるキャラでどっちみちお金かけてつくったんですから、そういう方向ももしできましたら考えてみてくださるようお願いいたします。要望といたします。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論終わります。

議案第68号財産の取得について採決します。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第6、報告案件に入ります。

報告第3号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第5号、専決第6号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、専決第5号、専決第6号の2件は、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

専決第5号平川市税条例の一部を改正する条例を議題とします。

専決内容の説明を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長
(木村雅彦)

専決第5号平川市税条例の一部を改正する条例につきまして、その専決理由を御説明申し上げます。

平成25年度の税制改正により、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日付けで公布されたことに伴い、平川市税条例の一部を改正し、直ちに施行する必要性が生じたため、専決処分したものでございます。

改正の主な内容は、国税における取り扱いの見直しにあわせ、平成26年1月1日から市税の延滞金の利率を、現行の14.6%から9.3%に引き下げることにしたこと、住民税の住宅借入金特別控除の適用年度を、現行の平成35年度から平成39年度まで延長したこと、さらには、東日本大震災により被災した家屋の敷地を譲渡した場合の、市民税所得割に係る優遇措置を納税者に加え、土地の相続人にも適用することにしたことなどでございます。

いずれの改正も、関係法令との整合性の観点から直ちに公布・施行する必要性が生じ、やむなく専決処分したものでありますので、何とぞ、御承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 討論終わります。
専決第5号平川市税条例の一部を改正する条例について採決します。
本件を承認することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、専決第5号は承認することに決定いたしました。
専決第6号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題と
します。
専決内容の説明を求めます。
市民生活部長。
- 市民生活部長 (佐藤俊英) 専決第6号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい
て、その専決理由を御説明いたします。
地方税法の一部改正に伴い、後期高齢者医療制度へ移行した被保険者
の世帯に係る世帯別平等割額の減額措置を延長させるため、平川市国民
健康保険税条例の一部を改正し、平成25年4月1日から施行する必要が
生じたため、平成25年3月30日付けで専決処分いたしましたので、地方
自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるもので
あります。
- 議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 13番 (齋藤律子議員) 13番、齋藤律子議員。
平成25年3月30日付けで専決処分ということでありましたが、3月議
会にはこれはかけられなかったのですか。
- 議長 暫時休憩いたします。
- 午前10時32分 休憩
午前10時32分 開議
- 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
市民生活部長。
- 市民生活部長 (佐藤俊英) 国の法令が3月議会終了後にきたということで、今回の専決処分とい
うことでございます。
- 議長 ほかに御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 以上で質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論終わります。
専決第6号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
採決します。
本件を承認することに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、専決第6号は承認することに決定いたしました。

報告第4号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、専決第7号は、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

専決第7号平成24年度平川市一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

専決内容の説明を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長
(木村雅彦)

専決第7号平成24年度平川市一般会計補正予算(第10号)について、その専決理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,881万6,000円を追加し、予算の総額を168億7,515万7,000円とするものであります。

その内容につきましてはまず歳入ですが、1款市税では市民税の個人現年分に3,348万5,000円、市たばこ税現年分に1,776万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。6款地方消費税交付金は2,250万円の追加となり、10款の地方交付税では、3月下旬に交付決定がなされました特別交付税が3億552万1,000円の追加となり、14款国庫支出金では豪雪に係る除雪経費の補助金が5,889万円の追加、農業基盤整備促進事業では県補助金からの組み替えにより5,290万円の追加としております。18款繰入金では、財政調整基金繰入金で3億8,000万円繰り入れをしておりましたが、今回繰り戻しをすることから同額を減額することとしたものでございます。

一方歳出は、2款総務費では公共施設等整備基金への積立金2億1,100万円を追加し、ネットワークシステム更新委託料を入札減により760万8,000円を減額し、3款民生費では介護・訓練等給付費で実績額の確定により1,536万6,000円、生活保護費が実績見込みにより1,500万円、社会福祉協議会運営費補助金を466万4,000円、それぞれ減額をいたしております。6款農林水産業費では、夏秋いちご生産額拡大施設整備事業補助金429万7,000円を減額しております。以上が主なるものであります。

地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告いたしますので、何とぞ御承認賜りますようお願いいたします。

- 議長
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
13番、齋藤律子議員。
- 13番
(齋藤律子議員)
歳入のところで伺います。
9ページから1款の市税のところですが、9ページから13ページなのですが、滞納繰越分が入っているわけです。この中でですね、皆さん大変努力をしていると思うんですが、その滞納繰越分の現況お知らせを願いたいと思います。
そして、その中でも差し押さえがかけられる税についての状況もこの中に入っているかと思いますが、伺いたいと思います。
また、不納欠損になっている現時点です、入ってきたのは滞納繰越分として歳入に入るわけですがけれども、不納欠損になった部分もこの時点でどのくらいになるのか、お知らせ願えればと思います。
- 議長
○企画財政部長
(木村雅彦)
企画財政部長。
市税についての収入状況等ということの御質問かと思いますが。
当初予算の説明のときでも大分御説明をいたしましたけれども、滞納分については硬く、硬くと言いますか、徴収率のぐあいも皆その年度年度において異なる場合が多いものですから、硬めに積算しているということ御説明をいたしました。
今回、3月末までの収納ということで、収納率については昨年度との同期と大体似たような数値になってございます。大体92ぐらいになっているのかなというふうに思います。ただ、これから4月、5月と出納整理期間が2カ月もございますので、この状況というのは最終の徴収率についても、同額が確保できるものというふうに現段階では認識しております。
また、不納欠損についてもですね、まだ出納閉鎖してませんので、私、実は手元に不納欠損の額というものの今現在の数値を持ち合わせておりませんが、大分昨年よりは少なくなるのではないかなというような予想は今のところ持っております。以上でございます。
- 議長
ほかに質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長
以上で質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長
討論終わります。
専決第7号平成24年度平川市一般会計補正予算(第10号)について採決します。
本件を承認することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長
異議なしと認めます。
よって、専決第7号は承認することに決定いたしました。

○総務部長
(古川鉄美)

報告第5号専決処分した事項の報告について。
専決第4号損害賠償額の決定についてを議題とします。
報告内容の説明を求めます。
総務部長。

専決第4号損害賠償額の決定について、その専決理由を御説明いたします。

本案は地方自治法第180条第1項の規定によりまして、車両事故による損害賠償の額の決定について専決処分いたしましたので、報告するものであります。

事故の相手側は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。

事故の概要につきましては、平成25年1月16日午後2時40分ごろ、平川市広船福田348番地3付近の市道において、平川市の公用車が後退中に、駐車していた〇〇〇〇氏の所有の軽自動車に接触したものであります。

なお、損害賠償額は7,466円でありまして、過失割合は市が10割であります。損害賠償額については全額、全国自治協会自動車損害共済で補てんされるものであります。以上であります。

○議長

地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで終わります。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、平成25年第2回平川市議会臨時会を閉会します。

午前10時41分 閉議及び閉会